

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

登 録 申 請 書

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例  
第31条第3項  
第35条第2項において準用する同条例第31条第3  
第36条第2項において準用する同条例第31条第3

項  
項 }の規定により、自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについての登録を次のとお  
り申請します。

事業の種別	1 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
氏名又は名称	
住所又は主たる事務所の所在地	郵便番号 —
電話番号	

- 備考1 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
 2 自転車貨物運送事業を営む者にあつては付表1から付表4まで、自転車旅客運送事業を営む者にあつては付表5から付表8まで、自転車貸付事業を営む者にあつては付表9及び付表10に所定の事項を記入し、この様式とともに提出すること。  
 3 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

※受付欄  
 受付日： 年 月 日  
 受付番号： 号

付表1 自転車貨物運送事業用その1

営業所①の概要	名称	営業所	郵便番号	—	電話番号	( )
	営業所の所在地				営業時間	
	休憩・睡眠施設	場所		収容能力	m <sup>2</sup>	人
	運送用自転車の台数	全 台 数	うち普通自転車	うち電動機付のもの	被けん引車の台数	
		台	台	台	台	
	自転車車庫	場所		収容能力	m <sup>2</sup>	台
運送用自転車を利用する従業者の総数	人(うち委託先等)					人
営業所②の概要	名称	営業所	郵便番号	—	電話番号	( )
	営業所の所在地				営業時間	
	休憩・睡眠施設	場所		収容能力	m <sup>2</sup>	人
	運送用自転車の台数	全 台 数	うち普通自転車	うち電動機付のもの	被けん引車の台数	
		台	台	台	台	
	自転車車庫	場所		収容能力	m <sup>2</sup>	台
運送用自転車を利用する従業者の総数	人(うち委託先等)					人
営業所③の概要	名称	営業所	郵便番号	—	電話番号	( )
	営業所の所在地				営業時間	
	休憩・睡眠施設	場所		収容能力	m <sup>2</sup>	人
	運送用自転車の台数	全 台 数	うち普通自転車	うち電動機付のもの	被けん引車の台数	
		台	台	台	台	
	自転車車庫	場所		収容能力	m <sup>2</sup>	台
運送用自転車を利用する従業者の総数	人(うち委託先等)					人
営業所④の概要	名称	営業所	郵便番号	—	電話番号	( )
	営業所の所在地				営業時間	
	休憩・睡眠施設	場所		収容能力	m <sup>2</sup>	人
	運送用自転車の台数	全 台 数	うち普通自転車	うち電動機付のもの	被けん引車の台数	
		台	台	台	台	
	自転車車庫	場所		収容能力	m <sup>2</sup>	台
運送用自転車を利用する従業者の総数	人(うち委託先等)					人

(日本産業規格A列4番)

付表2 自転車貨物運送事業用その2

従業者に対して行う研修の体制、内容及び頻度	
体 制	
内 容	
頻 度	
運送用自転車に備えている安全装備並びに運送用自転車について行う点検整備の体制、内容及び頻度	
運送用自転車に備えている安全装備	
体 制	
内 容	
頻 度	
従業者に対する運行の指示を適切なものとするために講じている措置	
運行の距離及び時間に関する事項	
運送用自転車の貨物の積載に関する事項	
その他の事項	
従業者の酒気帯び等の有無を確認する体制及び方法	
確 認 の 体 制	確 認 者
	確 認 場 所
確 認 の 方 法	

(日本産業規格A列4番)

付表3 自転車貨物運送事業用その3

運送用自転車に係る交通事故が発生した際の事業者への報告その他の対処の内容、記録事項及びその保管方法			
事業者への報告 その他の 対処の内容			
記録事項			
保管方法			
交通事故に関与した従業者に対して行う再発防止のための研修の体制及び内容			
体制			
内容			
交通事故に関する 知事への報告体制			
運送用自転車の運行によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を填補することができる保険等の加入状況	対人補償上限額		円
	対物補償上限額		円

(日本産業規格A列4番)

付表4 自転車貨物運送事業用その4

従業者が反射材及び乗車用ヘルメットを利用する体制を確保するために講じている措置		
他の自転車貨物運送事業者に運送させる場合は、その概要		
委託等の内訳	1 運送業務の全部について委託等を行う。 2 運送業務の一部について委託等を行う。 (2に該当する場合は、運送業務に占める委託等の割合 約__割)	
委託先等 ①	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
委託先等 ②	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
委託先等 ③	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
備考 「他の自転車貨物運送事業者に運送させる場合は、その概要」中の「委託等の内訳」欄は、該当する番号を○で囲むこと。 なお、2に該当する場合は、運送業務のうち、他の自転車貨物運送事業者に委託等により行わせている割合を記載すること。		

付表5 自転車旅客運送事業用その1

営業所①の概要	名称	営業所	郵便番号	—	電話番号	( )	
	営業所の所在地				営業時間		
	休憩・睡眠施設	場所			収容能力	m <sup>2</sup> 人	
	運送用自転車の台数	全 台 数	うち普通自転車	うち電動機付のもの	うち幼児座席があるもの		
		台	台	台	台		
	運送用自転車の種類・形状	種類		形状			
自転車車庫	場所			収容能力	m <sup>2</sup>	台	
運送用自転車を利用する従業者の総数	人(うち委託先等)					人)	
営業所②の概要	名称	営業所	郵便番号	—	電話番号	( )	
	営業所の所在地				営業時間		
	休憩・睡眠施設	場所			収容能力	m <sup>2</sup> 人	
	運送用自転車の台数	全 台 数	うち普通自転車	うち電動機付のもの	うち幼児座席があるもの		
		台	台	台	台		
	運送用自転車の種類・形状	種類		形状			
自転車車庫	場所			収容能力	m <sup>2</sup>	台	
運送用自転車を利用する従業者の総数	人(うち委託先等)					人)	

(日本産業規格A列4番)

付表6 自転車旅客運送事業用その2

従業者に対して行う研修の体制、内容及び頻度	
体 制	
内 容	
頻 度	
運送用自転車に備えている安全装備並びに運送用自転車について行う点検整備の体制、内容及び頻度	
運送用自転車に備えている安全装備	
体 制	
内 容	
頻 度	
従業者に対する運行の指示を適切なものとするために講じている措置	
運行の距離及び時間に関する事項	
運送用自転車の旅客の乗車に関する事項	
その他の事項	

付表7 自転車旅客運送事業用その3

従業者の酒気帯び等の有無を確認する体制及び方法	
確認の体制	確認者
	確認場所
確認の方法	
運送用自転車に係る交通事故が発生した際の事業者への報告その他の対処の内容、記録事項及びその保管方法	
事業者への報告 その他の 対処の内容	
記録事項	
保管方法	
交通事故に関与した従業者に対して行う再発防止のための研修の体制及び内容	
体制	
内容	
交通事故に関する 知事への報告体制	

(日本産業規格A列4番)



付表8 自転車旅客運送事業用その4

運送用自転車の運行により生じた他人の生命、身体又は財産の損害を <del>填</del> 補することができる保険等の加入状況	対人補償上限額	円
	対物補償上限額	円
	搭乗者補償上限額	円
従業者が反射材及び乗車用ヘルメットを利用する体制を確保するために講じている措置		
他の自転車旅客運送事業者に運送させる場合は、その概要		
委託等の内訳	1 運送業務の全部について委託等を行う。 2 運送業務の一部について委託等を行う。 (2に該当する場合は、運送業務に占める委託等の割合 約 割)	
委託先等 ①	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
委託先等 ②	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
委託先等 ③	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
備考 「他の自転車旅客運送事業者に運送させる場合は、その概要」中の「委託等の内訳」欄は、該当する番号を○で囲むこと。 なお、2に該当する場合は、運送業務のうち、他の自転車旅客運送事業者に委託等により行わせている割合を記載すること。		

付表9 自転車貸付事業用その1

営業所①の概要	名称	営業所	郵便番号	—	電話番号	( )
	営業所の所在地				営業時間	
	貸付用自転車の台数	全 台 数	うち電動機付のもの	うち幼児同乗用のもの	うちスポーツ車及び特殊車	
		台	台	台	台	
	貸付用ヘルメット等の数	ヘルメット	個	その他の安全装備 ( )	個	
自転車車庫	場所			収容能力	m <sup>2</sup>	台
営業所②の概要	名称	営業所	郵便番号	—	電話番号	( )
	営業所の所在地				営業時間	
	貸付用自転車の台数	全 台 数	うち電動機付のもの	うち幼児同乗用のもの	うちスポーツ車及び特殊車	
		台	台	台	台	
	貸付用ヘルメット等の数	ヘルメット	個	その他の安全装備 ( )	個	
自転車車庫	場所			収容能力	m <sup>2</sup>	台
営業所③の概要	名称	営業所	郵便番号	—	電話番号	( )
	営業所の所在地				営業時間	
	貸付用自転車の台数	全 台 数	うち電動機付のもの	うち幼児同乗用のもの	うちスポーツ車及び特殊車	
		台	台	台	台	
	貸付用ヘルメット等の数	ヘルメット	個	その他の安全装備 ( )	個	
自転車車庫	場所			収容能力	m <sup>2</sup>	台

備考 「貸付用自転車の台数」欄中の「スポーツ車及び特殊車」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格D9111号(自転車一分類及び諸元)に規定するスポーツ車及び特殊自転車をいう。

付表10 自転車貸付事業用その2

貸付用自転車について行う点検整備の体制、内容及び頻度		
体	制	
内	容	
頻	度	
自転車を借り受ける者に対する指導等の措置の体制及び内容		
体	制	
内	容	
貸付用自転車の運行によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を填補することができる保険等の加入状況	対人補償上限額	円
	対物補償上限額	円

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名



誓 約 書

私は、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第31条第2項第1号から第5号までに掲げる者に該当しないことを誓約します。

なお、このことを確認するために、東京都が関係機関に照会して必要な情報を収集し、又は当該関係機関が東京都からの照会に対して必要な情報を回答する際に私の同意を要する場合は、本書面によりあらかじめ同意します。

登 録 簿

事 業 の 種 別	1 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業	
登 録 番 号		
氏 名 又 は 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
住 所 又 は 主たる事務所の 所 在 地 等	住 所 又 は 所 在 地	
	電 話 番 号	
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
特 記 事 項		

備考 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第 年 月 日 号

住所

氏名 様

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕  
〔及び主たる事務所の所在地〕

東京都知事

印

登 録 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた〔自転車貨物運送事業〕  
〔自転車旅客運送事業〕  
〔自転車貸付事業〕に係る自転車の安全で適正な利用に関

する基準に適合する旨の登録について、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例〔第35条第2  
第36条第2

第31条第4項  
項において準用する同条例第31条第4項〕の規定により登録簿に登録したので、次のとおり通知します。  
項において準用する同条例第31条第4項〕

事業の種別	1 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業	
登録番号		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
住所又は主たる事務所の所在地等	住所又は所在地	
	電話番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
特記事項		

備考 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲んでいます。

第 年 月 日

住所  
氏名 様

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕  
及び主たる事務所の所在地

東京都知事

印

不 登 録 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた〔自転車貨物運送事業〕  
〔自転車旅客運送事業〕に係る自転車の安全  
〔自転車貸付事業〕

で適正な利用に関する基準に適合する旨の登録については、登録を行わないので通知します。

(理由)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕  
〔及び主たる事務所の所在地〕

登 録 事 項 変 更 届 出 書

自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについての登録に係る事項に変更があったので、  
東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例  
の規定により、次のとおり届け出ます。

第32条第1項  
第35条第2項において準用する同条例第32条第1項  
第36条第2項において準用する同条例第32条第1項

事 業 の 種 別	1 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
登 録 番 号	
変 更 し た 事 項	
変 更 の 内 容	旧
	新
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	

- 備考1 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
 2 「変更の内容」欄の上段には変更前の登録事項を、下段には変更後の登録事項を記載すること。  
 3 変更した事項に応じて、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則第7条第2項(同規則第13条又は第15条において準用する場合を含む。)に掲げる書類のうち関係するものを添付すること。  
 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。



年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕  
〔及び主たる事務所の所在地〕

事 業 廃 止 届 出 書

自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについての登録に係る事業を廃止したので、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第32条第1項  
第35条第2項において準用する同条例第32条第1項  
第36条第2項において準用する同条例第32条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

事 業 の 種 別	1 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
登 録 番 号	
廃 止 し た 理 由	
廃 止 年 月 日	

備考 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第 年 月 日

住所  
氏名 様

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕  
〔及び主たる事務所の所在地〕

東京都知事



登録事項変更通知書

年 月 日付けで届出のあつた自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについての登録に係る事項の変更について、登録簿の当該事項を変更したので、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例〔第35条第2項において準用する同条例第32条第2項〕の規定により、次のとおり通知します。

事業の種別	1 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
登録番号	
変更した事項	
変更の内容	旧
	新

備考 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲んでいます。

年 月 日

住所  
氏名 様

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕  
〔及び主たる事務所の所在地〕

東京都知事

印

登 録 抹 消 通 知 書

自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについての登録を抹消したので、東京都自転車  
の安全で適正な利用の促進に関する条例〔第35条第2項において準用する同条例第 条第 項  
第36条第2項において準用する同条例第 条第 項〕の規定に  
より、次のとおり通知します。

事業の種別	1 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
抹消した登録の登録番号	
登録に係る者の氏名又は名称	
抹消した理由	1 事業の廃止 2 その他 〔 〕

備考 「事業の種別」欄及び「抹消した理由」欄は、該当する番号を○で囲んでいます。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

登 録 抹 消 申 請 書

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例  
第33条第2項  
第35条第2項において準用する同条例第33条第2項  
第36条第2項において準用する同条例第33条第2項  
の規定により、自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについての登録の抹消を次のとおり申請します。

事 業 の 種 別	1 自転車貨物運送事業 2 自転車旅客運送事業 3 自転車貸付事業
登 録 番 号	
抹 消 を 申 請 す る 理 由	

備考 「事業の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第 年 月 日

住所  
氏名 様

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕  
及び主たる事務所の所在地

東京都知事



勸告書

あなたは、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第 条第 項の規定に違反する行為をしていることから、同条例第38条第 号の規定により、下記2に記載する措置を講じるよう勸告します。

なお、正当な理由がなくこの勸告に従わない場合は、同条例第39条第1項の規定により、あなたの氏名、住所、勸告の内容、勸告の原因となる事実等を公表することがあります。

記

1 勸告の原因となる事実

2 講じるべき措置

3 講じるべき措置の期限

第 年 月 日

住所  
氏名 様

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕  
及び主たる事務所の所在地

東京都知事

印

勸告書

あなたが東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第 条第1項の規定により登録を受け  
た事業は、同項の基準に適合していないことから、同条例第38条第 号の規定により、下記2に記載する措  
置を講じるよう勸告します。

なお、正当な理由がなくこの勸告に従わない場合は、同条例第 条の規定により、登録を取り消すこ  
とがあります。

記

1 勸告の原因となる事実

2 講じるべき措置

3 講じるべき措置の期限

第 年 月 日

住所  
氏名 様

〔法人にあつては、名称、代表者の氏名〕  
及び主たる事務所の所在地

東京都知事

印

勸告書

あなたは、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第 条第1項の規定により登録を受けた事業について、同条例第 条の規定による届出をしていないことから、同条例第38条第3号の規定により、下記2に記載する措置を講じるよう勸告します。

なお、正当な理由がなくこの勸告に従わない場合は、同条例第 条の規定により、登録を取り消すことがあります。

記

1 勸告の原因となる事実

2 講じるべき措置

3 講じるべき措置の期限